

弁護士法人牛見総合法律事務所一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 30 年 10 月 1 日 ～ 平成 32 年 9 月 30 日 まで

2. 内容

目標：従業員が育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備を行う。

＜対策1：育児休業取得者の業務の整理・引き継ぎのためのマニュアルの策定を行う。＞

- 平成 30 年 10 月～ それぞれの従業員の業務の整理
- 平成 31 年 1 月～ 担当ごとに打ち合わせながらマニュアルの作成
- 平成 31 年 4 月～ 業務マニュアルの実施

＜対策2：育児休業後に社員が復帰しやすくするため、休業中の社員に資料送付等による情報提供を行う制度を導入。＞

- 平成 31 年 1 月～ 新制度についての従業員への周知・規程の整備
- 平成 31 年 6 月～ 社内メール等を活用した周知・啓発の実施

＜対策3：育児休業後の原職復帰のための業務内容や体制の見直し＞

- 平成 31 年 6 月～ 育児休業を取得したことのある従業員へのアンケートの実施
- 平成 31 年 10 月～ アンケートをもとに復帰までのプロセスを計画
- 平成 32 年 6 月～ 原職復帰のための手引きの作成・実施